

「MMF等の運営に関する規則」等の一部改正について

I 改正の目的

証券監督者国際機構（IOSCO）は、2012年10月に「マネー・マーケット・ファンドに関する政策提言」と題する報告書を公表した。これは、各国のMMFに係る規制及び管理に関する共通規範の基礎となるものであり、組入資産の評価や流動性管理等、15の提言から構成されている。同報告書においては、「本報告書公表後2年以内に、各国におけるこの提言内容に関する適用状況を調査すること」とされていたが、2015年9月その適用状況の調査結果（ピアレビュー）がIOSCOより公表された。このIOSCOによる最終報告書において、日本は評価8項目のうち4項目（③基準価額の評価手法、④流動性管理、⑤安定的基準価額採用の場合の対応、⑥格付利用依存への対応）が未達とされたため、本会では、監督当局と今後の対応について連携すると共に、関係者と協議を重ね、規則改正等について検討を行ってきたところである。

これらの検討を踏まえ、「MMF等の運営に関する規則」等の一部改正を行うこととする。

II 主な改正の内容について

1. 「MMF等の運営に関する規則」

- (1) MRFの取得・保有対象者を個人に限定する旨を明確に規定することとする。
(第1条)
- (2) 格付けによる基準に係る留意事項を新たに新設することとする。
(第4条の2、第21条の2)
- (3) 満期保有目的債券に関連する規定を削除することとする。
(第5条第2項、第6条第4項、第7条括弧書き、第8条、第9条、第10条、
第11条、第12条、第14条第1項第2号、第17条第1項第2号)
- (4) 平均残存期間をより国際基準に合わせることとし、WAL方式の平均残存期間を90日、WAM方式の平均残存期間を60日に改めることとする。
(第7条、第24条)
- (5) 償却原価法による評価について、時価と評価額の乖離の合計が一定の数値を超えた場合の基準を設けるなど、より国際基準に合わせた規定に改めることとする。
(第14条、第27条)
- (6) 販売に関する事項として、受益者の流動性需要に応じた適切な資金管理を行う旨の規定を新設することとする。
(第15条第1項第3号、第27条の2)
- (7) 流動性に関する事項を新たに新設することとする。
(第16条の2、第27条の4)

- (8) 投資信託約款への一部解約に関する記載事項を新たに新設することとする。
(第16条の3、第27条の5)
- (9) ストレストテストの実施等を新たに新設することとする。
(第16条の4、第27条の6)
- (10) その他所要の整備をすることとする。

2. 「MMF等の運営に関する規則に関する細則」

- (1) WAM方式の平均残存期間の計算方法に関する規定の明確化及びWAL方式の平均残存期間の計算方法を新たに新設することとする。
(第4条、第4条の2)
- (2) 満期保有目的債券に関連する規定を削除することとする。
(第5条、第6条)
- (3) その他所要の整備をすることとする。

3. 「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則に関する細則」

- (1) 変動基準価額タイプのマニーファンドなどの組成にあたり、端数処理をより適正に管理できるように改正することとする。
(第10条)

III 改定日

「MMF等の運営に関する規則」(第1条を除く)、「MMF等の運営に関する規則に関する細則」の一部改正については、平成28年12月1日から実施する。

「MMF等の運営に関する規則」第1条の改正については、平成29年12月1日から実施する。

「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則に関する細則」の一部改正については、平成28年7月21日から実施する。